

**令和8年度及び令和9年度受入
雄武町委託型地域おこし協力隊受入事業所募集要項**

1 委託型地域おこし協力隊受入事業所の募集目的

本町では、「第3期雄武町まち・ひと・しごと総合戦略～デジタル田園都市国家構想実現に向けて～」に基づく地方創生の取組として、国の地域おこし協力隊制度を活用し、産業従事者の高齢化等による後継者・担い手不足の解消や、既存事業者による新たな分野への進出等を促進するため、新たな人材の受入れ及び育成に取り組む事業所を募集します。

2 応募資格

- (1) 雄武町内に事務所・事業所等を置く法人（株式会社・合同会社・合名合資会社・NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等）及び雄武町内に住所を置く個人事業主であること。
※事業者の役員等の構成員に隊員の3親等以内の親族がいる場合は受入できません。
- (2) 隊員は自社の既存事業の運営をするための補充人材ではなく、自社の新たな取組、挑戦に必要な人材であること。
- (3) 隊員が任期中及び任期終了後も希望すれば、町内で居住、働き続けられる責任を持つこと。
- (4) 隊員の活動内容、受入内容に関して責任を持つ担当者を配置し、その担当者は役場からの問い合わせに迅速に対応すること。

3 募集事業所数

令和8年度 1事業所程度

令和9年度 2事業所程度

4 事業所で受入する地域おこし協力隊の人員

1事業所あたり年1名まで

※受入事業所が確定した後に町及び受入事業所が募集することとします。

5 受入隊員の雇用形態・期間

- (1) 町は、受入隊員を「雄武町地域おこし協力隊」として委嘱します。
- (2) 受入事業所は、隊員と雇用契約を締結します。
- (3) 町と受入事業所との間で業務委託契約を締結し、隊員の人件費相当額及び活動に必要な経費等を委託費として支給します。
- (4) 勤務形態は、原則としてフルタイム勤務とし、勤務日数及び勤務時間については、週5日、週40時間を基本として、受入事業所と隊員が協議の上、決定するものとします。
- (5) 地域おこし協力隊の任期は1年以内とし、委託した日の属する会計年度を超えないものとします。ただし、受入事業所、隊員及び町の協議により、活動状況等を勘案した上で、委嘱期間を延長することができます。この場合の任期は、最長3年までとします。

- (6) 地域おこし協力隊は、受入事業所における就業に加え、地域協力活動を行いながら、地域への定住・定着を図ることを目的としています。このため、任期終了後においても本町への定着・定住につながるよう、受入事業所は必要な支援及び協力を努めるものとします。
- (7) その他、制度の詳細については、「雄武町委託型地域おこし協力隊受入Q & A」を参照してください。

6 隊員の待遇・福利厚生

(1) 人件費相当額

月額 375,000 円以内（年額 4,500,000 円以内）

※具体的な額については、受入事業所と町が協議の上、決定します。

(2) 活動費

家賃補助、車両借上費その他の活動に必要な経費

（年額 2,000,000 円以内）

※人件費相当額及び活動費を合わせて、年額 5,500,000 円以内とします。

7 申込方法・期間

「雄武町委託型地域おこし協力隊受入事業所募集申込書（様式第1号）」を、令和8年10月20日（火）までに郵送又は持参

8 選考の流れ

(1) 一次選考 書類審査

(2) 二次選考 審査委員による面接審査

9 審査基準

次の項目で審査を行う。（70点以上を基準とする）

評価項目	評価基準	配点
1 目的	・ 地域おこし協力隊募集は目的に資する内容か	20点
2 業務内容	・ 地域おこし協力隊受入後の業務内容は適切か	25点
3 サポート体制	・ 地域おこし協力隊に対するサポート体制はどうか ・ 地域おこし協力隊に対する具体的なサポート内容	25点
4 定着・定住性	・ 雇用期間終了後に本町に定着・定住するための支援と協力内容	30点

10 審査等スケジュール

手続等	期間・期日・期限	場所
受入事業所募集	令和8年9月 日（ ）から 令和8年10月20日（火）まで	町公式HP等
受入事業所申込書 提出	「雄武町地域おこし協力隊（委託 型）受入事業所募集申込書」（様 式第1号）を、郵送又は持参	〒098-1792 雄武町字雄武 700 番地 雄武町役場 総合政策課地域経営係 TEL0158-84-2121
一次審査結果通知	令和8年10月	郵送
二次審査（面接）	令和8年11月	雄武町役場
二次審査結果通知	令和8年12月	郵送

11 注意事項

- ・ 本事業は予算の成立を前提に行う準備行為であり、本業務委託における予算が成立しなかった場合には契約しないことがあります。
- ・ 国の要綱及び町の要綱に基づき実施しており、要綱が変更となった場合には取り扱いを変更することがあります。